

令和6年度第3回玉野市国民健康保険運営協議会（書面開催）要録

意見書提出期間：令和7年1月28日（火）～2月10日（月）

委員	会 長	公益代表	北山 順崇
	副会長	公益代表	村上 光江
		公益代表	久保本 慎一
		被保険者代表	大賀 公善
		被保険者代表	伊藤 良和
		被保険者代表	國屋 一吉
		医療担当代表	近藤 潤次
		医療担当代表	桜井 修司
		医療担当代表	塩見 裕樹
		被用者保険代表	段 利明
		被用者保険代表	川添 浩二
		被用者保険代表	難波 和彦

諮問事項

（1）国民健康保険料賦課限度額の引き上げ

- ・ 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項及び第3項の規定に基づき、基礎賦課限度額650,000円を660,000円、後期高齢者支援金等賦課限度額240,000円を260,000円とする。

（2）国民健康保険料軽減判定基準の引き上げ

- ・ 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第5項の規定に基づき、低所得者に対する保険料軽減対象となる所得基準額を2割軽減の場合にあっては545,000円を560,000円、5割軽減の場合にあっては295,000円を305,000円とする。

諮問結果

全会一致により、承認。

諮問事項に対する意見

○市民の人たちへの丁寧な説明を

報告事項

(1) 令和7年度国民健康保険事業費納付金等について

※ 各市町村が県に支払う令和7年度の国民健康保険事業費納付金、各市町村が令和7年度の保険料率を設定する際に参考とする標準保険料率について岡山県から算定結果が通知された。

・ 玉野市の納付金額：14億3,821万6,391円（対前年度比 △2,917万743円）

・ 標準保険料率

市町村標準保険料率

全市町村同一の算定方式（3方式）や配分割合（所得割、均等割（被保険割）、平等割（世帯割））により算定した参考料率

玉野市分	所得割	均等割	平等割
基礎賦課分	7.99%	33,918円	22,133円
後期高齢者支援金等賦課分	2.82%	11,844円	7,729円
介護納付金賦課分	2.43%	12,372円	6,098円

市町村算定基準による標準的な保険料率

各市町村が任意に選択した算定方式（2方式、3方式又は4方式）や配分割合（所得割、資産割、均等割、平等割）により算定した参考料率

玉野市分	所得割	均等割	平等割
基礎賦課分	8.53%	25,302円	26,922円
後期高齢者支援金等賦課分	3.03%	8,756円	9,367円
介護納付金賦課分	2.67%	9,065円	7,159円

報告事項に対する意見

特になし

その他国民健康保険及び運営協議会に対する意見

○国・県からの交付金の増額の方策を進める

（事務局・問合せ先）

玉野市市民生活部保険年金課 TEL 0863-32-5528